## 第63号議案

東京都台東区立下町風俗資料館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月12日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

## (提案理由)

この案は、施設の名称を改めるため提出します。

東京都台東区立下町風俗資料館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立下町風俗資料館条例(昭和55年3月台東区条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都台東区立したまちミュージアム条例

第1条第1項中「東京都台東区立下町風俗資料館(以下「資料館」という。)」を「東京都台東区立したまちミュージアム(以下「ミュージアム」という。)」に改め、同条第2項中「資料館の」を「ミュージアムの」に、「下町風俗資料館付設展示場」を「したまちミュージアム付設展示場」に改める。

第2条から第4条までの規定中「資料館」を「ミュージアム」 に改める。

第5条第2号及び第3号中「資料館」を「ミュージアム」に改め、同条第4号中「資料館」を「ミュージアム」に、「整とん」を「整頓」に改め、同条第6号中「資料館」を「ミュージアム」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「資料館」を「ミュージアム」に改め、同項第1号中「あたる」を「当たる」に改め、同条第3項中「資料館」を「ミュージアム」に改める。

第8条第1項中「資料館」を「ミュージアム」に改める。

第9条第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第2号中「資料館」を「ミュージアム」に改める。

第10条中「資料館」を「ミュージアム」に、「き損」を「毀損」 に改める。 別表備考4から備考6までの規定中「資料館」を「ミュージアム」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、台東区規則で定める日(以下「施行日」という。) から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施 行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの条例による改正前の東京都台東区立下町風俗 資料館条例の規定により東京都台東区長(以下「区長」という。) が行った指定管理者の指定、入館料の減免の承認等の処分その 他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行 の際現に区長になされている入館料の減免の申請その他の行為 (以下「申請等の行為」という。)は、この条例による改正後の 東京都台東区立したまちミュージアム条例(以下「新条例」と いう。)の相当規定により区長が行った処分等の行為又は区長に なされている申請等の行為とみなす。

(準備行為)

3 新条例第4条の規定による指定管理者の指定の手続に関する 行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(東京都台東区立一葉記念館条例の一部改正)

4 東京都台東区立一葉記念館条例(昭和36年4月台東区条例 第1号)の一部を次のように改める。

別表第1備考4及び備考5中「東京都台東区立下町風俗資料館」を「東京都台東区立したまちミュージアム」に改める。

(東京都台東区立朝倉彫塑館条例の一部改正)

5 東京都台東区立朝倉彫塑館条例(昭和61年9月台東区条例 第41号)の一部を次のように改める。

別表備考4及び備考5中「東京都台東区立下町風俗資料館」を「東京都台東区立したまちミュージアム」に改める。

(東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例の一部改正)

6 東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例(昭和62年3月 台東区条例第2号)の一部を次のように改める。

別表第1備考4及び備考5中「東京都台東区立下町風俗資料館」を「東京都台東区立したまちミュージアム」に改める。

(東京都台東区立書道博物館条例の一部改正)

7 東京都台東区立書道博物館条例(平成11年12月台東区条 例第35号)の一部を次のように改める。

別表備考4及び備考5中「東京都台東区立下町風俗資料館」を「東京都台東区立したまちミュージアム」に改める。